環境美化ボランティア推進事業実施要項

（目的）

第1条　この要綱は、市民にとって身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設（以下「道路等」という。）の美化を推進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援する環境美化ボランティア推進事業を実施し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市が協働して散乱ごみのないきれいな公共空間の創出を図ることを目的とする。

（届け出）

第2条　本事業に参加をしようとする個人または団体（以下、「活動者」という。）は、自ら道路等の活動区域を定め、市長に活動届出書（様式第１号）を提出するものとする。

２．活動を中止する場合は、活動辞退届出書（様式第２号）を市長へ提出するものとする。

（合意書の提出）

第3条　市長は、前条第１号の届出があった場合、その内容が適切であると認められたときは、活動者と合意書（様式第３号）を取り交わすものとする。ただし、前条第１項の届出をした活動者が、〇〇〇市以外の者の管理する道路等を活動区域とするときは、市長は、当該公共施設の管理者と別途協議し、必要な措置を講じるものとする。

（報告書の提出）

第4条　前条の合意書を取り交わした活動者は、毎年度末までの活動報告書（様式第４号）を市長が別に定める日までに提出するものとする。

（活動者の役割）

第5条　活動者が行う道路等の環境美化活動の内容は、次に揚げるものとする。

（1）　活動区域内の空き缶や吸殻等の散乱ごみの収集

（2）　情報の提供（収集が困難な大量のごみや不法投棄の情報等）

（3）　その他環境美化に必要な活動

２．収集した空き缶や吸殻等の散乱ごみは、当該区域の属する集積所へ市の収集日に排出するものとする。ただし、これにより難い場合は、市長の指示する方法により排出するものとする。

（市の役割）

第6条　市長は、活動者の活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

（1）　環境美化活動に必要な物品等の支給または貸与

（2）　ボランティア活動保険の加入

（3）　活動標示板の設置

（4）　その他環境美化活動に必要な事項

（顕彰）

第7条　市長は、道路等の環境美化活動が特に優れていると認められる場合は、当該活動者を顕彰することができるものとする。

（庶務）

第8条　環境美化ボランティア推進事業に関する庶務は、□□□□課において処理する。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成　　年　　月　　日から施行する。